

基本約款（新旧対照表）

	(新) 基本約款 (2026年1月1日実施)	(旧) 基本約款 (2025年1月1日実施)
付則	<p>1. 本基本約款の実施の期日 本基本約款は、<u>2026年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 「19. 単位料金の調整」について (1) 日本国政府による「<u>強い経済を実現する総合経済対策</u>」における「<u>エネルギーコスト等の負担軽減</u>」の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」といいます。）にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの調整単位料金は、お客さまに適用される調整単位料金から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。 (2) (1) は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p>	<p>1. 本基本約款の実施の期日 本基本約款は、<u>2025年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 「19. 単位料金の調整」について (1) 日本国政府による「<u>国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策</u>」における「<u>足元の物価高に対するきめ細かい対応</u>」の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」といいます。）にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの調整単位料金は、お客さまに適用される調整単位料金から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。 (2) (1) は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p>